

浜松市立北浜中学校区学校のいじめ防止等のための基本方針

1 はじめに

いじめは、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為である。いじめに関係した子どもそれぞれに自覚があってもなくても、その行為は時として命に関わる大変な事態に進展する可能性がある。

「いじめはどの子にも起こり得る」「いじめはどの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくい、発見されにくい」「水面下に存在することが多い」。本校では、これらのキーワードを元に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた様々な取り組みをしてきた。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

この方針を踏まえていじめ防止等に取り組むことにより、本中学校区において一層質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、子どもと保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える環境を整えたい。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本中学校区では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子どもが、いじめの加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」等の3つと思われる。ただし、そうした要因にプラスして、相互の過去のトラブル、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、他の人に見つかりにくい、見つかってもしゃべり逃げができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないであろう。加害行為には、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視等で、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為がしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等が募り、時に死を選択するほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表面に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表面には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆（シグナル）も見逃さず対処・対応する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要不可欠である。

しかし、いじめ行為の多くは目に見えにくく水面下にあること、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わったり、いじめ返しだったりすること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの解決と改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりする「未然防止」の取り組みに力を注ぐことが有効と考える。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた学校風土をつくりだす子ども一人一人が「いじめ撲滅3箇条」が言えるように育つことを促す「自浄作用、自治作用」を意識した生徒会活動を重視することが重要と考える。

北浜中学校の教育目標、「自他を敬愛し 自立できる生徒」を踏まえて、「いじめ撲滅3箇条」を生徒会が先頭になって掲げている。そこで、自治・自浄を充実させ、人と関わることを喜びと感じ、面倒だったり、イヤなことがあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしいと感じられる子どもの育成を目指したい。そして、全てのことに負けない、他者や弱者を攻撃するようなことをしない生徒、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーや要因を解決できる生徒の育成に努めたい。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、小中学校に「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施、②それらの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取り組みの効果・成果の検証、③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施、④本基本方針の見直しや改善、解決等を行うものとする。

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	・教頭・教務主任・生徒指導主事 ・いじめ対策コーディネーター
	委員	・各学年主任・各学年生活指導担当・養護教諭
	特別委員	・スクールカウンセラー（SC） ・スクールソーシャルワーカー（SSW）
会議の実施	・実施日時を学校の週日課に位置付け原則毎週開催する ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する	